

平成 27 年 3 月 17 日

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する取扱い

1. 基本的考え方

- 平成 23 年度まで実施されていた福祉・介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）、及び平成 24 年度から実施されている福祉・介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という。）による賃金改善（いずれも福祉・介護職員 1 人月額 15,000 円相当。）について、新たに充実した加算（福祉・介護職員 1 人月額 27,000 円相当。以下「新加算」という。）を創設するもの。
- 新加算の創設に伴い、福祉・介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）の取扱いについては、以下のとおりとする。
- なお、福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについても、加算の対象となる職種やキャリアパス要件等の届出書に関する事項を除き、同様の取扱いとする。

2. 加算の仕組みと賃金改善の実施

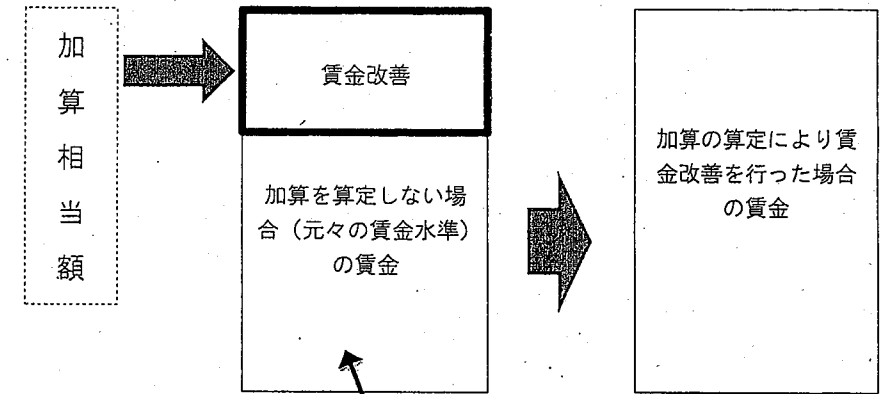
（1）加算の仕組み

- これまでと同様、事業者は、基本サービス費に各種加算減算を加えた一月当たりの総単位数にサービス別加算率（別添 1）を乗じた単位数を取得する。

（2）加算の算定額に相当する賃金改善の実施

- 事業者は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金（福祉・介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）のことをいう。以下同じ。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施する。
- 「賃金改善」の考え方は、その時点で賃金を支払っている福祉・介護職員に関して、
 - i 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額の差が、賃金改善の総額となる。

※ 「賃金改善」のイメージ



①加算を算定する直前の時期の賃金水準（交付金による賃金改善の部分を除く）

又は

②前年度の賃金水準（加算による賃金改善の部分を除く）

（注 1）「賃金水準」とは、賃金の高さの水準をいう。

（注 2）「元々の賃金水準」とは、

ア これまで加算を算定している事業所の福祉・介護職員については、
① 加算を算定する直前の時期の賃金水準（交付金を算定していた事業所の福祉・介護職員については、交付金による賃金改善の部分を除いた賃金水準）

又は

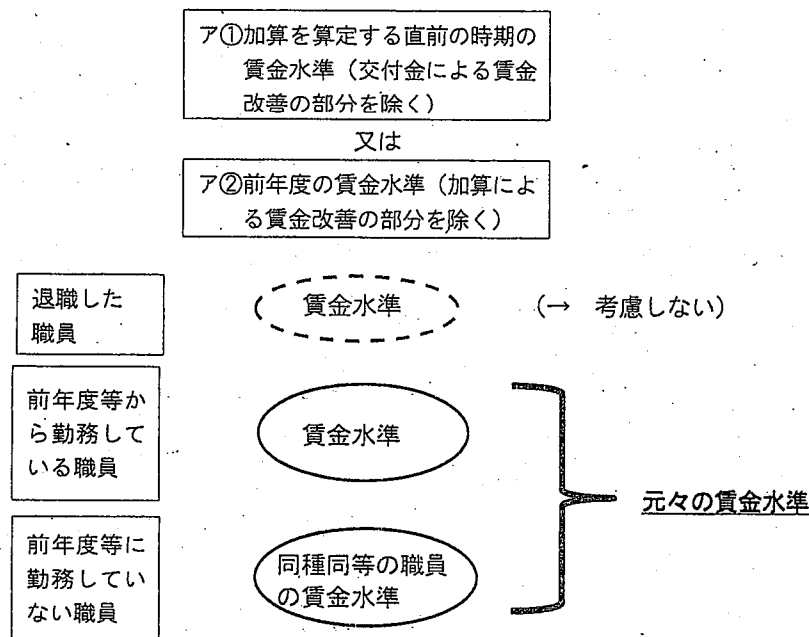
② 前年度の賃金水準から、加算の算定による賃金改善の部分を除いた賃金水準
のいずれかをいう。

また、①又は②の時期に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該時期の当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。

イ これまで加算を算定していない事業所の福祉・介護職員については、前年度の賃金水準をいう。

前年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該時期の当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。

※ 元々の賃金水準のイメージ



（注3）賃金改善の額には、これまでと同様、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

- これまでと同様、定期昇給等を含めた賃金改善とすることができる。
- 加算については、これまでと同様、事業者がサービスごとの加算率に基づき得た額に相当する賃金改善が行われるものであり、個々の福祉・介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、すべての福祉・介護職員の賃金が一律に月額 27,000 円又は 15,000 円引き上がる仕組みではない。
- 今回の改定は、福祉・介護職員の離職率が高いこと、他の職員の賃金に比べて相対的に低い状況にあること等を踏まえて充実したものであることから、加算の対象は、これまでと同様、福祉・介護職員に限るものである。

3. 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

（1）計画書の記載事項

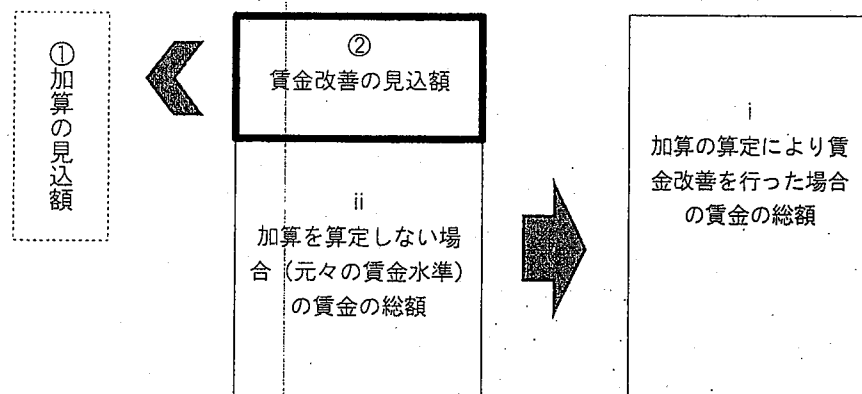
- 事業者は、福祉・介護職員の賃金改善に要する費用の見込額が、加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画（福祉・介護職員処遇改善計画書。以下「計画書」という。）を策定し、都道府県知事等（障害福祉サービス等事業所の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、障害福祉サービス等事業所の指定権者（基準該当サービスの登録先含む。以下同じ。）が市町村長（特別区を含む。以下同じ。）である場合は、市町村長とする。以下同じ。）に届け出ることとし、その記載事項は、以下のとおりとする。

- ① 加算の見込額（計算方法を含め、これまでと同様）
- ② 賃金改善の見込額（以下のとおり見直し）
 - i）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii）加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額
 を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の見込額とする。
 その上で、②の額が①の額を上回るものとする。
- ③ 賃金改善を行う賃金項目（これまでと同様、基本給、手当、賞与等の別を記載）
- ④ 賃金改善実施期間（これまでと同様、原則 4 月から 3 月まで）
- ⑤ 賃金改善を行う方法（これまでと同様、賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載）

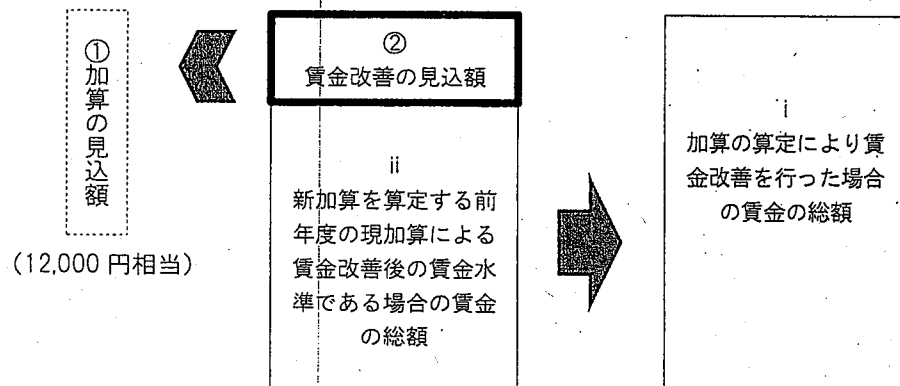
- ただし、事務の簡素化を図る観点から、現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合には、上記①、②について、次の①、②とすることができる。

- ① 新加算のうち、上乗せとなる 12,000 円相当分の見込額
 （12,000 円相当分の加算率（加算Ⅰと加算Ⅱの差）を用いて算出）
- ② 現加算と比べた場合の賃金改善の見込額
 - i）新加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii）新加算を算定する前年度の現加算による賃金改善後の賃金水準（前年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準）である場合の賃金の総額
 を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の見込額とする。
 その上で、②の額が①の額を上回るものとする。

※ 計画書における「賃金改善の見込額」等のイメージ



（現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合、次でも可）



（２）キャリアパス要件等届出書等について

- 新加算を算定する事業者は、キャリアパス要件の一と二の両方に適合し、また、職場環境等要件（旧定量的要件をいう。以下同じ。）として平成 27 年 4 月以降に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を記載した「キャリアパス要件等届出書」を都道府県知事等に届け出ることとする。
- 職場環境等要件として実施する処遇改善（賃金改善を除く。）として考えられる内容については、（別添 2）のとおりである。
- なお、これまでと同様、加算により得た額に相当する賃金改善が必要であり、職場環境等要件を満たすことやその他の経費については賃金改善の総額に含まれない。
- その他、必要書類（就業規則、労働保険に加入していることが確認できる書類）の添付、複数の事業所を有する事業者の一括作成の特例については、これまでと同様の取扱いとする。

4. 賃金改善の実績報告

○ 事業者は、事業年度ごとに処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告することとし、その記載事項は、以下のとおりとする。

① 加算の総額（これまでと同様）

② 賃金改善実施期間（これまでと同様）

③ ②の期間における次の事項（これまでと同様）

- ア 福祉・介護職員常勤換算数の総額
- イ 福祉・介護職員に支給した賃金総額
- ウ 福祉・介護職員一人当たり賃金月額

④ 実施した賃金改善の方法（これまでと同様、「基本給を福祉・介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載）

⑤ ④の実施に要した費用の総額（以下のとおり見直し）

i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（③のイ）

ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額

を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の実施に要した費用の総額とする。

その上で、⑤の額が①の額を上回るようにする。（仮に、下回る場合には、これまでと同様、事業者は福祉・介護職員に一時金等により追加で支払い、⑤の額が①の額を上回るようにする。）

⑥ 福祉・介護職員1人当たり賃金改善額（月額平均）（これまでと同様、⑤の額を③アで除して得た額を記載）

○ ただし、事務の簡素化を図る観点から、現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合には、上記①、⑤について、次の①、⑤とすることができることとする。

① 新加算のうち、上乗せとなる12,000円相当分の総額
（12,000円相当分の加算率（加算Ⅰと加算Ⅱの差）を用いて算出）

⑤ 現加算と比べた場合の賃金改善の実施に要した費用の総額

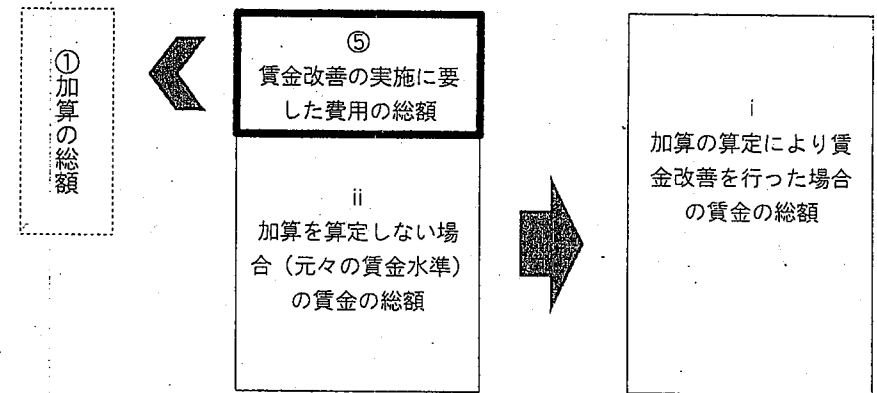
i 新加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（③イ）

ii 新加算を算定する前年度の現加算による賃金改善後の賃金水準（前

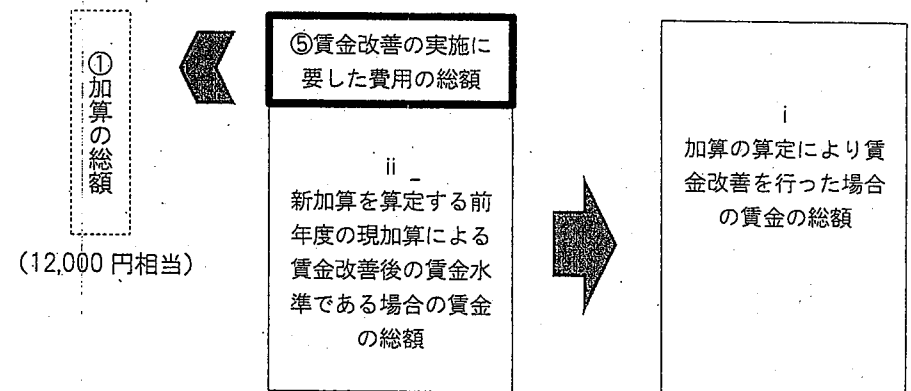
年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準）である場合の賃金の総額を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の実施に要した費用の総額とする。

その上で、⑤の額が①の額を上回るようにする。（仮に、下回る場合には、これまでと同様、事業者は福祉・介護職員に一時金等により追加で支払い、⑤の額が①の額を上回るようにする。）

※ 報告書における「賃金改善の実施に要した費用の総額」等のイメージ



（現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合、次でも可）



5. 都道府県知事等への変更等の届出

- これまでと同様、福祉・介護職員処遇改善計画書等で届け出た内容に変更がある場合（会社法による合併や事業所の増減等の場合）には、都道府県知事等へ変更の届出を行うこととする。
 - また、事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下について確認できる書類（特別な事情に係る届出書（別添3）。以下「届出書」という。）を、都道府県知事等に届け出ることとする。
 - （1）当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあること
 - （2）賃金水準の引下げの内容
 - （3）経営及び賃金水準の改善の見込み
 - （4）賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得るなど必要な手続きをとっていること
 - 賃金水準を引き下げた後に、（1）の状況が改善した場合には、賃金水準を引下げ前の水準に戻すこととする。
また、賃金水準を引き下げている間は、毎年度の計画書を提出する際に、届出書を再度届け出ることとする。
 - 届出に当たり適切に労使の合意等を得ていないこと、届出書を提出していないこと、（1）の状況が改善したにも関わらず賃金水準を引下げ前の水準に戻していないこと等について、悪質と認められる場合には、当該加算分の返還を求めることとする。
- ※ 年度末までに結果として計画通りに賞与等が支払えなくなり、賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、その時点で届出書を提出する取扱い。

6. 賃金改善についての職員への周知

- 賃金改善を行う方法については、その内容（賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額等）について計画書等を用いて職員に周知することとする。
- 福祉・介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答することとする。

7. 平成27年度当初の特例

- 本年4月から加算の算定を受けようとする事業者については、同年4月15日までに加算に係る計画書の案を都道府県知事等に届け出ることとし、同年4月末までに計画書及び必要な添付書類を確定させた上で届け出なければならないこととする。

8. 加算の執行における指導監督業務の適切な実施について

- 他の報酬と同様、加算についても、事業者において適切な請求、執行がなされるよう、指定権者において、適切かつ厳正な指導監督を行うようお願いする。その際の留意点については別途お示しする。
- 加算を算定する事業者は、賃金台帳等により、加算に係る支払い状況を適切に記録し保存することとする。

9. 加算の広報について

- 都道府県等におかれては、リーフレットの活用等により、新加算の趣旨を周知し、新加算の申請が適切に行われるようお願いする。（リーフレットの電子媒体については、別途送付する。）

(別添1)

福祉・介護職員処遇改善加算等のサービス別加算率

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算		福祉・介護職員 処遇改善特別加算
	(Ⅰ)	(Ⅱ)(注)	
居宅介護	22.1%	12.3%	4.1%
重度訪問介護	14.0%	7.8%	2.6%
同行援護	22.1%	12.3%	4.1%
行動援護	18.5%	10.3%	3.4%
療養介護	2.5%	1.4%	0.5%
生活介護	3.1%	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.8%	1.0%	0.3%
施設入所支援	5.0%	2.8%	0.9%
自立訓練(機能訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
自立訓練(生活訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
就労移行支援	4.9%	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	4.0%	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	3.8%	2.1%	0.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	5.4%	3.0%	1.0%
共同生活援助(外部サービス利用型 指定共同生活援助)	12.4%	6.9%	2.3%
児童発達支援	5.6%	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	10.6%	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	5.8%	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	4.5%	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	2.5%	1.4%	0.5%

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90/100を算定。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80/100を算定。

* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

* 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については加算算定の対象外。

(別添2)

職場環境等要件

資質の向上	- 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。) - 研修の受講と人事考課との連動 - 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度の構築 - キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。) - その他
職場環境・ 処遇の改善	- 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入 - 管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 - ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。))による福祉・介護職員の事務負担の軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担の軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 - 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 - 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 - ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 - 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 - 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 - その他
その他	- 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) - 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮 - 非正規職員から正規職員への転換 - 職員の増員による業務負担の軽減 - その他

別紙様式〇

事業所等情報

[illegible]

事業者・開設者	フリガナ			
	名称			
事業所等の名称	フリガナ			提供するサービス
	名称			

当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引下げの内容

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

4. 賃金水準を引き下げることに、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

印